

平成27年度第5回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成28年3月8日（火）午後4時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	（1）札幌市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて	
	・札幌市景観計画（案）の修正	
3	閉会	24

平成27年度第5回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成28年3月8日（火）16時00分～17時30分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ9名（巻末参照）
札幌市：市民まちづくり局都市計画担当局長
市民まちづくり局都市計画部長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長
市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事
 - (1) 札幌市景観基本計画・札幌市景観計画の見直しについて
 - ・札幌市景観計画（案）の修正

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となっております。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員12名中7名がおそろいでございます。

規定の定足数を満たしておりますので、ただいまより、平成27年度第5回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局担当の市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第と座席表がございます。それから、会議の説明資料といたしまして、右肩に番号が振ってありますが、A4判の説明資料1、説明資料2、説明資料3とありまして、説明資料4が冊子になっておりますけれども、本日、ご審議いただくメインの修正案でございます。

以上の資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは次に、連絡事項でございます。

小川委員、梅木委員、鈴木委員におかれましては、欠席される旨の連絡を頂戴しております。それから、小澤委員と坂井副会長におかれましては、遅参される旨の連絡を頂戴しております。

それでは、早速、議事に入ってまいりたいと思います。

この後の写真撮影はご遠慮いただくことになっております。

以降の進行につきましては、濱田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○濱田会長 皆さん、年度末のお忙しい時期にご出席をありがとうございます。

皆様とご議論を重ねてつくり上げられた計画案をパブリックコメントということで市民に示しました。事務局にお聞きしましたら、それなり件数の意見がきちんと出ているということなので、それらを反映するための対応は大変だったと思いますが、前回委員会での委員の皆さん方のご意見も踏まえて現時点での見直し案としてまとめられたものを本日お諮りするという格好かと思えます。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の山田でございます。

私から、資料についてご説明させていただきます。

まず初めに、資料の構成というか、つくり方についてご説明させていただきたいと思えます。

説明資料1につきましては、前回、第4回審議会でご意見をいただいたものに基づく変

更点をまとめたものになっております。説明資料2につきましては、パブリックコメントとキッズコメントの概要と、意見及び札幌市の考え方をまとめたものになっております。

説明資料3につきましては、パブリックコメント、キッズコメントに基づく変更点を新旧対照表としてまとめたものでございます。説明資料4につきましては、それらを踏まえてまとめました修正案ということになっております。まずは、説明資料2のパブリックコメント、キッズコメントの概要をご説明差し上げた後に、修正案を見ながら変更点についてご説明したいと考えております。

それでは、説明資料2をご覧ください。

説明資料2の市民意見の概要と札幌市の考え方でございます。

まず、いただいたご意見全体を見てということですが、計画全体について反対だといったご意見はありませんでした。個別の内容については、それぞれ多様なご意見をいただいたと考えてございます。この内容につきましては、今後、審議会の意見を踏まえまして、市役所内部の経路を踏まえて公表する予定でございます。今、件数を記載しておりますけれども、件数についてはもしかしたら若干変わる可能性がありますことをご了承いただきたいと思っております。

それでは、1、意見募集実施の概要からご説明したいと思っております。

(1) 募集期間でございます。

平成28年1月20日水曜日から平成28年2月18日木曜日まで募集しておりました。意見提出方法は、郵送、ファクス、Eメール、ホームページ等で募集しておりました。資料の配布・閲覧場所は、ご覧のとおりのところでお配りしておりました。

次に、2、パブリックコメント（大人の意見）の内訳でございます。

意見提出者数は24名の方と、事業者等の団体2団体からご意見をいただいております。その意見の件数でございますが、102件となっております。

その年代別内訳、もしくは、提出方法別内訳については、(3)(4)のとおりとなっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、3、キッズコメント（子どもの意見）の内訳でございます。

意見の提出者数は90名の方からご意見をいただきました。

その意見の件数としましては92件となっております、その学年別内訳は下の(3)に記載のとおりとなっております。

以上が意見募集実施の概要でございます。

続きまして、説明資料4の修正案をご覧ください。

変更点についてご説明したいと思っております。必要に応じまして、説明資料1もしくは説明資料2、説明資料3を見比べながらお聞きいただければと考えていますので、よろしくお願いたします。

まず、1枚めくっていただきまして、目次でございます。

初めに、直したところは赤字にしております。赤字にしたところにマークをつけておりました。例えば、目次でいきますと「審1」「パ11」「パ71」と書いていますけれども、「審1」というのが審議会からご意見をいただいて直したところで、「パ11」「パ71」はパブリックコメントの意見を反映したところになります。この番号につきましては、説明資料1の左側に書いてある番号が審議会からいただいたご意見の番号と連動しております。また、説明資料2の前半の緑色のページが数枚続きますが、こちらの番号がパの番号と連動しているものになります。

まず、目次ですけれども、「はじめに」を追加したということと、1枚めくっていただきまして、付表、景観施策の経緯と新たな景観計画に基づく取組を追加しております。中身については、それぞれのページのところでご説明したいと思いますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、その右側のページですけれども、「はじめに」と書いているところになります。

こちらは、審議会からもご意見をいただいたということと、パブリックコメントでもご意見をいただきましたので、「はじめに」ということで少しまとめさせていただいたものになります。

まず、審議会では、例えばシンプルでわかりやすいものがあるといいというご意見とか、編集側の思いが伝わるような一般の方に読んでもらえるような趣旨説明的なものがあればよいというご意見、時限がある計画と時限がない規制法がある中で景観計画は何なのかというようなことが前文の中で書いてはどうかといったご意見をいただいていたところがございます。また、市民の方からは、景観に広域性があるというような考え方を示すべきだというご意見をいただきまして、「はじめに」を入れました。

まず、1段落目は、良好な景観は、全ての人たちの理解と取り組みによって形成されていることで、市民共通の資産であることを書いております。また、それが市民生活に潤いをもたらす、まちに対する愛着と誇りを生み出しますということをもとめたところがございます。

2段落目につきましては、施策の経緯と見直しのきっかけについて触れております。

3段落目につきましては、まずは、景観法において、景観計画に定めることとして、基準等を定めていますということに触れた上で、景観施策の総合的な指針としての役割ということで、多様な内容を盛り込みましたということを書いております。そして、第2章や第5章の内容について触れているものでございます。その上で、本計画に位置づけた具体的な取り組みを確実に推進していくために、計画期間を設定し、ロードマップを示していることを記載しております。

最後の段落ですけれども、この計画を届出にかかわる事業者や行政だけではなく、市民を含めて全ての人々が良好な景観の形成に向けて取り組む際の一助となるよう策定したものですという記載をしております。

続きまして、1枚めくって2ページ目をご覧ください。

一番下のほうですけれども、市民の方からは、都市マスとの関係性についてご意見を2件ほどいただいていたので、ここに景観法第8条第7項の規定によりということ、都市計画マスタープランとの関係性について追記したものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、3ページ目です。

市民の方から、景観の捉え方について、もっと明確にすべきだということや、全ての人に影響があるといったご意見をいただきましたことから、景観は全ての人にかかわりがあることや、それらが形成された背景も含めて捉えることが重要だということ、これを明確化したものになります。

続きまして、9ページをご覧ください。

まず、右上と下に「審2」と書いてありますけれども、「保守的に秩序と調和のある都市景観を維持する」とあります。こちらは、保存的という表現に違和感があるといったご意見を審議会からいただいたものでございます。また、左側に「パ17」と書いてありますけれども、この文章について、もとの文章は誰が主体かわかりづらいという趣旨のご意見をいただいていたので、多様な主体が協力して取り組みを積み重ねていくというふうに修正したところです。

続きまして、30ページをご覧ください。

基本姿勢のカ、行政は率先し、支えるということで、もともと市という表現が何を指すのかわかりづらいというご意見をいただきましたので、修正しております。こちらは、31ページも同様で、31ページの「カ 行政は率先し、支える」と、本文の中に括弧書きで札幌市と明確化したものでございます。

続きまして、35ページをご覧ください。

「パ26」と書いてありますけれども、こちらは市民の方からヒューマンスケールの緑の連続性も重要ですといったご意見をいただきましたので、きめ細やかなネットワークの連続性も考慮するというのを追加しております。

続きまして、42ページでございます。

「パ34」と書いてありますけれども、こちらは市民の方から届出・協議による景観誘導という言葉は説明がなければ伝わりにくいのではないかというご意見をいただいております。届出・協議による景観誘導が大切ということで明確化を図ったものになります。

続きまして、45ページ目をご覧ください。

取り組みを支える制度と運用の考え方の届出における景観形成基準等について書いてあるページです。

こちらは、審議会からは、例えば景観計画重点区域であれば、景観計画区域の基準に加えて、重点区域の基準を適用しますという表現をしていたのですけれども、加えて適用するというものが正しいのかどうか、わかりづらいのではないかというご意見をいただいたところでございます。また、市民の方からは、これら三つの関係性がわかりにくいという

ご意見をいただきました。それらの明確化を図るために、修正、追記をしたものになります。

続きまして、48ページをご覧ください。

「パ54」でございますが、こちらは市民の方から助成の内容を記載したほうがよいのではないかというご意見をいただきまして、景観重要建造物等助成金について、助成の内容を記載したものになります。

1枚めくっていただきまして、49ページになります。

中ほどの「パ56」とありますけれども、取り組みの基本的考え方の二つ目です。もとの文章が景観資源を積極的に保全活用していくと記載しておりましたけれども、民間の施設にまで市が保全活用することはなかなか難しいのではないかといったご意見をいただきましたので、景観資源が有効に保全活用される取り組みを積極的に推進していくという表現に修正したものでございます。

また、49ページの下に行きまして、「審5」と書いております。こちらは、もともと活用促進資源という名称にさせていただいていたのですが、景観という言葉がなければ何の資源なのかわかりづらいというご意見をいただきましたことから、景観という言葉を加えたものでございます。

こちらは、52ページと53ページも同じ言葉が出てきますので、同様に直してございます。

隣の50ページですけれども、「パ58」と書いています。こちらは、もともと活用という表現をしていなかったのですが、文章の内容を踏まえますと、ここに活用という記載があったほうがよいのではないかというご意見を踏まえまして修正したところでございます。

50ページの下の方も同様でございます。

次に、1枚めくっていただきまして52ページでございますが、先ほどご説明差し上げたように、活用促進景観資源を直しております。

53ページも同様に直しております。

続きまして、54ページの地域ごとの景観まちづくりの推進です。

「パ61」と書いていますが、アンケートの結果からということを確認にしたほうがよいのではないかといったご意見をいただきましたので、表現を修正したものでございます。

続いて、56ページでございます。

こちらは、審議会から重点区域、景観まちづくり推進区域の近いがわかりにくいというご意見をいただきましたので、それを踏まえまして違いを明確化したものになります。

続きまして、58ページです。

こちら、審議会からいただきました重点区域と景観まちづくり推進区域の違いがわかりにくいというご意見を踏まえまして、追記したところでございます。

続きまして、60ページでございます。

「キ42」「キ43」と書いています。こちらは、キッズコメントからのご意見を踏まえて修正した部分になります。

キッズコメントの意見からは、景カードを活用してはどうかといった趣旨のご意見が全5件ほどお寄せいただいております。左側42と43というのは2件抜粋しておりますけれども、全5件いただいたところがございます。それを踏まえまして、景カードを使った普及啓発の取り組みについて追記いたしております。

次に、62ページです。

こちらは、審議会からいただいたご意見ですけれども、全体を俯瞰するようなロードマップがあったほうがよいでしょうというご意見を踏まえて整理したものです。

最後に、72ページになります。

「パ47」と書いていますけれども、市民の方からカラーユニバーサルデザインに配慮が必要ではないかといったご意見をいただきましたので、その視認性に配慮してといった記載を追記したものにになります。

変更点は以上になります。

こちらの修正案につきましては、今後、この審議会のご意見を踏まえまして、パブリックコメントと同様に、市役所内部の手続きを経て今年度内に確定、公表を行いたいと考えてございます。

また、この計画の策定につきましては、来年度、条例改正を行った上で条例とあわせて施行する予定でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○濱田会長 ありがとうございます。

資料は事前に送っていただいておりますが、ぎりぎりまで作業をされていたということで、本日の説明資料は新たな内容になっております。今のご説明をお聞きになりながら、あらためてお感じになったこと等を含めてご意見をいただければと思います。

○事務局（地域計画課長） 先に私から1点補足いたします。

説明資料2の説明はかなり割愛させていただいたのですが、いただいた100件近くの意見は要約して中央の列に意見の概要、右側が札幌市の考え方ということで、Q&AのAのほうを整理しております。このシートは、札幌市全体のパブリックコメントの基本ルールとして、これも必ず公表することになっております。これをホームページ等で公表するのとあわせて、最終的には冊子のほうにもとじ込んでいくことになります。次ページ以降にある着色した部分が、今、山田からご説明しました修正案に修正点として直接反映した部分です。それ以外は、基本的に盛り込まれていると判断いたしまして、再度の説明とか補足を右のほうで回答させていただいております。

本来、一つ一つこの場で確認していただく必要もあるのかもしれませんが、内容として変更を伴わなかったもので、説明は省略させていただいた部分です。扱いとしてそうなるということだけ補足させていただきます。

キッズコメントも同様です。

○濱田会長 追加のご説明をありがとうございます。

パブコメでご意見を言った方たちは、自分の意見がどうなったかをかなり気にされてご覧になると思いますので、きちんとした対応をされることは必須だと思います。よろしくお願いいたします。

今、さらに、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。これまでのご意見もありますけれども、最終案を改めて見ていくと気になるところが結構あったりします。事務局にはご負担をかけるかもしれないのですが、きちんとしたものにするためには厳しい意見もいただきたいと思います。

そういった意味では、例えば景観法という言葉が出てきますが、皆さん既にご存じという前提で書かれているようなところがあります。「はじめに」で「今回の見直しでは、景観法において」と書かれていますけれども、一般市民の方は景観法がいつ、どのような趣旨でできたかをきちんにご存じの方ばかりではないです。こういう書き方を補足する何らかの部分が必要ではないかと感じました。

○事務局（都市計画部長） 初出の「はじめに」で追加したところで、景観法という名前が突然出てくるので、例えば、法律第何号というものを追加することでいいかと思います。

○濱田会長 多分、札幌市の場合は、景観法ができる前から景観計画に基づいた景観形成の取組みをやっていらっしゃいます。その後、国の新たな方針に基づいた施策で法律が出てきた訳で、その間に派生した矛盾点への対応が動機にありますので、市民の方にもそれがきちん伝わったほうがいいと思います。

○事務局（地域計画課長） 今の会長のご指摘のとおり、法律がどういう組み立てになっているかは、ここに直接補足説明をしております。7ページに景観施策の経緯を振り返っているシートがありますので、ここに注釈を追加するのがいいのか、最終的に編集するときには策定の経過を含めた資料編は必ずつけなければいけないと思っていますので、どちらかで役割分担しながら説明を補強する必要があると思います。

○濱田会長 同じようなことで言うと、例えばロードマップという言い方も、趣旨はよくわかるのですが、市民の皆さんはドライブのこととを感じる人がいるかもしれません。市民向けにわかりやすくという趣旨で「はじめに」がつけられたとすれば、進捗状況を確認することと括弧書きで入れていただくなど、もう一遍、精査していただければと思います。

今、ここでこういうふうにとということではなくて結構です。

ほかの方はいかがですか。

○西山委員 まず、「はじめに」の説明の中で、時限的なものか、時限を定めないものかを何とかするためにこう書きましたみたいなことを説明されましたね。「はじめに」の下から2段落目の「具体的取組を確実に推進していくため、計画期間を設定したうえで」というのが口頭で言われたことが落ちている場所ですか。

○事務局（都市景観係長） 実行計画部分はこういうふうに盛り込みましたというのが3

段落目の下のほうです。

○西山委員 景観計画は時限的ではない部分もありますね。そのことはここには書かれていないわけですね。

○事務局（都市景観係長） 3段落目の冒頭で、景観法に基づく部分を定めているとしか記載しておりません。

○西山委員 これを普通に読むと、時限計画というふうに取り取れますね。その両面があるという書き方にしないでいいのかなと思います。例えば、自分がこの建物を今から建てて50年間ぐらい使おうと思っているけれども、時限で10年、20年で既存不適格になるということもあり得ます。ですから、時限を定めない法律的な規制を行っているのに計画期間があるのはおかしいのではないかなと思うのです。ほとんどの人は思わないでしょうが、あえて説明していただいたので、それについて確認させていただきたいと思います。

○事務局（都市景観係長） 内容について、その趣旨も盛り込んだ方がいいのかなと思います。

○西山委員 そうしたらはっきりしますね。

○事務局（地域計画課長） 事務作業ベースの正直な実態をお話ししますと、前回の審議会ですらいろいろご提案をいただいたのですが、どんな形でつくったらいいか、すごく悩んだのです。

余りボリュームをふやしても市民に読んでいただけない、でも、本当に法定外のことも含めてご議論をいただいたことを一通りパッケージしたつもりはあるので、その思いは書き込みたいと思いました。エッセンスだけ書いたのが下から二つ目のパートになっているのですが、今、西山委員からご指摘いただいたとおりです。前回、西山委員から、法制度上の全体の基本ベーシックな枠組みというお話をいただきましたが、それを知っている人が読めば最後の2行で裏面も意識できるのですけれども、例えば一文を追加するなど、もう少し表現を工夫できると思いますので、挑戦してみたいと思います。

○西山委員 もう一点、それとは違うことですが、58ページの一番上のその他はここで議論していない内容ですね。要するに、重点区域と推進区域、景観まちづくり推進区域と景観重点区域で、片方は景観計画の変更手続が必要で、片方は必要ではないという話をこの審議会でしたか。

○事務局（都市景観係長） 重点区域と景観まちづくり推進区域の違いは何かという議論をいただきまして、それを受けとめて、どこに違いを書こうかということをお我々が考えた上で、56ページと58ページに書いたものの一つとなります。

○西山委員 私は、景観計画自体の変更手続の要る、要らないという説明を受けていません。これは我々もきょう初めて教えてもらっていることですね。違いますか。

○事務局（都市景観係長） そうですね。そのこと自体はそうです。

○西山委員 この意味がよくわからないので、もう少し教えてください。なぜ重点区域の計画自体の変更が必要か、普通に考えればそれだけこの区域指定は重くて、片方は簡単な

手続でできるということですね。

○事務局（都市景観係長） まさにそのとおりでして、景観計画重点区域は景観法に基づく景観計画区域の一つとして札幌市が指定しているものになります。ですから、景観計画上方針とか基準を定める必要があります。

○西山委員 個別に一つ一つの景観重点区域に対して、景観計画に書かなければいけないということですか。

○事務局（都市景観係長） 景観計画に方針と基準を書く必要があると景観法に規定されております。

○西山委員 景観計画重点区域ですが、「重点」がついている言葉は法にはないですね。

○事務局（都市景観係長） ないですけども、札幌市は全市域を景観計画区域としています。そのうち、名称を定めて景観計画区域のうち重点区域という景観計画区域はここですという制度のつくり方になっています。

○西山委員 私は、景観計画区域という言葉と景観地区という言葉は法に定められているけれども、重点区域は定められていないから、これは札幌市が条例で独自にやるものであって、それがどういう区域であるかさえ書いておけば、それが1個ずつふえていくたびに景観計画を書きかえる必要はないのではないかと理解していたのです。それが間違いかどうか、教えてください。

○事務局（都市景観係長） 例えば、他都市であれば、全市域を景観計画区域にするわけではなくて、部分ごとに景観計画区域をそれぞれ名称を定めてばらばらにつくっているような都市もございます。それとは異なるのですが、札幌市の場合は全市を一つの景観計画区域としまして、その上で個別に都心部の4地区で景観計画区域、例えば駅前通であれば札幌市駅前通北街区地区という名前の景観計画区域を定めており、法に基づく区域という位置づけでございます。

○西山委員 解釈上はそれでいいのですか。ほとんどの自治体が札幌市形式ですね。大半を景観計画区域にしておいて、その中に形成地区とか重点地区と名前をつけています。追加する区域に関しては法定なのですか。

○事務局（都市景観係長） 法定のところが多いと思います。

○西山委員 要は、景観法には書いていない言葉が法に基づくと言っていいですか。

○事務局（都市景観係長） 法に基づく景観計画区域ですけども、それに個別の名称をつけているということです。

○濱田会長 重点区域という名前がついた景観計画区域ですね。

○事務局（地域計画課長） 補足させていただきます。

きょうは、条例の本文をご用意していないのですが、今の話はまさしく次年度以降に条例の改正とセットで再整理が必要な部分でございます。今の条例の枠組みは、景観計画区域を指定した上で重点区域を表示し、その重点区域の方針を景観計画に定めるものとするとして条例に規定してありますので、条例上、一般の基準も重点区域の基準も景観計画に明確

に冊子化するという条例の規定になっています。今の山田の説明は、法定上、景観計画の手続は全て同じ次元にあるということです。

今回議論していた景観まちづくり推進区域は、より住民よりといいますか、比較的取り掛かりやすいものとして定めたいと思っていますので、我々の想定としては、条例には、そういうものをつくることができるものとする位置づけにおいて、実際に中身そのものは景観計画本体まで戻らずに個別の案件ごとに審議会のほうで手続していただく、そこは切り分けたほうがいいのではないかと考えております。

今、その前提で条例改正が入ってきますけれども、場合によってはここは内部的な話になりますが、法制担当部局と再度議論していく中で、やはり同じ次元にしたほうがいいのか、景観重点区域も場合によっては同じように切り分けてはどうかとか、そこは議論があると思います。

○西山委員 重点区域を変更不要というふうにするかもしれないということですね。

○事務局（地域計画課長） 一旦のベースがありますので、そういう切り分けで位置づけします。

○濱田会長 多分、市としては、市民と一緒に取組むという場合の現実的な姿が見えないところもあるので、この時点でかちっと決めると後で動きにくくなるかもしれないから、そこをうまく条例の中で扱っておきたいということですね。

○事務局（地域計画課長） はい。

○事務局（三澤都市計画課長） 要するに、条例までの案としてずっと置かれていたのです。今の議論のように条例化のときに、そのままのほうがいいだろうといった場合は、この記述も変えていかなければならなくなる可能性も秘めています。ただ、それは法制部局とやらなければならないということと、それから、今まで条例化してきてなぜ変更するのだという議会への説明が生じてきます。そのときに、今、条例すらもパブリックコメントの対象になりますから、そういう段階を考えると、従前どおりの考え方でいきたいというのが我々事務方の心です。ただ、そんなに重くないところであれば住民主体の景観まちづくりというものを生かすというのであれば、一旦はこういう形で柔軟に対応できるようなスタイルを組んでおきたいというのが我々の意図です。

○濱田会長 記述の仕方でも必要という体言止めになっています。細かいところが整文化されていませんので、考え方としてこうですという説明ですね。

○事務局（都市計画部長） 議会の関係から言うと、そういう部分があります。

○西山委員 もう一つだけ事実関係の確認ですが、札幌市の今の景観計画は、法に基づくものではないのですか、今回、法制定以降、初めて改正するのですか。

○事務局（地域計画課長） 法律に基づくものとして平成20年度に初めてつくったものがこれで、今回が初改正となります。

○西山委員 今動いているものは、既に法に基づくもので、そこでは、そういう重点区域も法に基づく地区というふうにできたということですね。

○事務局（地域計画課長）　そうです。

○西山委員　では、一度、そういう協議が通っているから、私が言っていることとは違うやり方ができるということですね。既にできることが証明されているということですね。

○事務局（地域計画課長）　はい。

○西山委員　その上でですが、今の58ページの文章の2行目の頭に「区域等」と「等」がついていて、次のまちづくり推進区域は「等」がついていなくて、区域等の決定ではなくて区域の決定になっています。この「等」に含まれているものは何ですか。上にだけ含まれていて下にないものは何ですか。

○事務局（都市景観係長）　上の景観計画重点区域は、景観計画に区域、方針、基準を定める必要がありますので、「等」になっているということです。ここでは、「区域の決定や変更」に景観計画自体の変更手続きは不要」と書いておりますけれども、こちらも同様に、例えば57ページに書いていますが、基準とかも盛り込んでいくものになりますので、この表現は少し整理して、「等」が必要であれば入れるべきかと思えます。

○西山委員　普通だとつくのかなと思うのですが、あえてついていないことが少し気になりました。

○濱田会長　ほかにいかがですか。

○小澤委員　先ほどロードマップのお話が出ましたが、まず、「はじめに」の第3段落目の下2行のところに「ロードマップを示しています」と出てきます。今回、こういう形で説明されたときに、目次を書いていたほうがわかりやすいと思えました。この「はじめに」を読んで、目次を見ると、これがどこに入っているかわかりづらいところがあります。細かいことですが、ロードマップは第5章に入っているのに、「さらに」は段落にしないほうがわかりやすいと思えます。

何かしらロードマップという言葉が入るほうがいいのか、入らないほうがいいのか考えていたのですが、もう一つわかりづらいと思ったのは、第5章を読んでいくと、核の節のところそれぞれロードマップという表現がされます。ただ、62ページの別表は全部をまとめたものですが、ロードマップという言葉が消えているのです。やはり、「はじめに」を読んで、目次を読んで、付表を読みますが、これがロードマップとしてまとめたものですね。「はじめに」でうたっていますので、その辺の表現はわかりやすくされたほうが良いと思えます。

今すぐどういう表現が良いか言えないのですが、その辺の整理は必要かと思えます。

○濱田会長　私も、62ページの扱いは同じような意見です。

一般市民を意識すると、中長期はどれくらいか、前回、八木委員から「2030年の新幹線の札幌延伸を意識した対応を」というご意見がありましたが、このような形で示されますとそういう話も出てきそうな感じがします。短期がおおむね5年と書いてあるがゆえに、逆にこっちは何年ぐらいなのだろうということが気になって来そうな感じがします。

ほかにございませんか。

○片山委員 大きな問題ではないのですけれども、もう少し意味を強めたいとか説明を深めたいという思いで読むと、こうしたらいいかなというところが幾つかあります。

まず、「はじめに」のところで、そもそも市民生活に潤い、愛着、誇りを生み出すと書いてありますが、商業活動をしている人にとっては弱い効果かと思います。経済効果というところまで言ってしまってもいいのではないかと私は思います。資産と言っているぐらいですから、そのぐらい言うとも効果があるかなと思います。

それから、同様の説明を深めるという意味で、3ページの「目に見えるものだけではなくそれが形成された背景も含めてとらえることが重要です」とあります。やはり、札幌は、北海道の景色を求めてくる人が必ず訪れる場所ですから、札幌市らしさというイメージや、それが形成された背景など、少し認知的な部分を含めたらわかりやすくなると思って読んでいました。

それから、パブリックコメント26の質問の意味が少しわかりにくく、ヒューマンスケールの視点の受け取り方の違いもあるのかもしれませんが、35ページの「水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、きめ細かなネットワークの連続性も考慮した」と修正しています。この図を見ると、緑も水も既に連続していて、ともに連続性も考えたと加えている意味合いがいまいちわからないのです。そもそもネットワークは連続をあらわしているのではないかというところもあります。

質問の内容に戻ると、水とか山並みという大きなスケールの話ではなくて、もう少し細やかな点としての植栽ぐらいの意味でこの人は言っているのかなと思って見ていました。聞くことはできないのですが、この修正部分の文章の明瞭性が不足しているところが気になります。

以上です。

○濱田会長 今までのところへの対応の方針としてはいかがでしょうか。

○事務局（都市景観係長） まず、1点目の「はじめに」の経済効果のご指摘でございます。

一旦、2ページ目の計画策定の目的では、当初、経済的にもよい影響をもたらすというようなことをパブリックコメント前にも触れておりました。こういった観点というのは非常に重要かと思しますので、どういう表現かわかりませんが、「はじめに」でもわかるようにしたほうがいいかなと感じます。

また、次の3ページ目ですが、ここに札幌市らしさとかイメージ的な言葉も入れてはというご意見だと思います。札幌らしさという言葉の意味の定義が非常に難しいところでして、一旦、計画の中ではその言葉を使わないようにしていたところではあります。ただ、このイメージを高めるような言葉をここに盛り込んだほうが伝わりやすいという観点は重要なかなと思います。表現も含めてどういったことが盛り込めるのか、調整させていただきたいと思います。

○濱田会長 そういった観点で言えば、例えば、移住のことなども入るのではないかと思います。よくある住みたいまちランキングでは札幌は結構いいところにランクされるというのは、多分、都市と自然の両方の魅力を併せ持つことも含めて、景観の魅力なりイメージアップ効果があると思います。

○事務局（都市景観係長） 最後の35ページのみどりのネットワークの観点でございます。

追加しました「きめ細かなネットワークの連続性も考慮した」という表現は、例えば、建物計画の際に、委員がおっしゃられたような植栽で隣の緑との連続性を表現したいと思って記載したものでございます。ただ、表現が少し伝わりづらいということかなと思いますので、どういう表現になるかわかりませんが、少し強調させていただければと思います。

○濱田会長 前半との関係で、多分、ネットワークという言葉だと曖昧になりますね。だから、市民がパブリックコメントでおっしゃっているのは、例えば、自然豊かなところを歩いたときにいろいろなものが見えて、その中で札幌らしさみたいなものが感じられることがあるということもちゃんと書いてほしいということではないかと思いつつ僕は読んでいました。

○西山委員 ネットワークを水とみどりに変えればいいのかではないですか。きめ細かな水とみどりの連続性などとするかいいと思います。

○濱田会長 関係性よりもかなり景観要素的なことだと思うのです。

○片山委員 上には、「水とみどりのネットワークを基軸として」と既に書いてあります。

○西山委員 やはり、ネットワークがおかしいですね。

○濱田会長 だから、関係性は水とみどりのネットワークでいいのだと思います。1個1個の効果とか要素的な部分となったら表現が違うのです。

○西山委員 骨格となるネットワークに対してきめ細かな連続性ということだと思うのです。何の連続性か言おうと思ったら水とみどりを入れるしかないのです。

○濱田会長 景観要素という格好ですね。

○片山委員 要素の連続性ですね。本来、点でしか入れられないものですね。

○小澤委員 ヒューマンスケールとかスケールという言葉を入れてもいいかもしれません。きめ細かなヒューマンスケールの実現とか連続性ですね。

○濱田会長 俯瞰的な関係性ではなくて、歩いたときの実体験に近いようなものもきちんと入れて欲しいということですね。

○西山委員 これは、質問者がまさにそういうふうに言っているわけですから、確かにヒューマンスケールと入れたらいいと思います。

○濱田会長 そういうようなことも吟味していただきたいと思います。

○事務局（都市景観係長） はい。

○濱田会長 ほかにございませんか。

○斉藤委員 大変丁寧につくっていただいたと思います。景観基本計画と景観計画の改正を検討して、途中から合体させたので、大変ご苦労があったと思います。ここまで本当にお疲れさまでしたと言いたいです。

先ほどの西山委員が指摘した景観まちづくり推進区域のことですが、40ページにぼんと登場してくるのです。第4章は景観形成の方針と設定していて、そこに特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針ということで景観計画重点区域と景観まちづくり推進区域が出てくるのですが、その伏線が何もないのです。わずかにあるとしたら、9ページの真ん中に「地域住民を含めた多様な主体が協力し取組を積み重ねていくことが不可欠となります」とあるだけで、方針の章になって40ページに出てきますが、これでは意図がわからないと思います。

今回の計画の中で、札幌市の独自の施策でありますし、それを条例に盛り込むので、これからも大変ご苦労があると思います。ただ、これを初めて見る人にも、ああ、こういうベースがあって札幌市は独自の、他のまちではやらないこともやるのだな、これが新しい取組だということがわかるようにしてもらいたいと思います。

○濱田会長 私も気がついたのですが、29ページの3-2の目標の3、多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくりの書きぶりと、3-3の基本姿勢の例の地域の個性を見出し、伸ばすあたりの書きぶりできちんと書けばつながると思いますが、書き切れていないと思います。

○斉藤委員 多分、時間がないところでいろいろと修正しているので、それはしょうがないと思いますけれども、読み進めていくと、54ページから地域ごとの景観まちづくりの推進という章で具体的な事例も出していて、札幌市では既に取り組みの端緒を開いているということがわかります。こういうことがあるので、新しい施策としてこれをほかの地域でもやろうとしているのだなということがわかるのですが、五十何ページまで行かないとわからないのです。これは、ぜひ改善していただきたいと思います。

○事務局（地域計画課長） 今は、「5-3参照」と乱暴に表現しているところがありますね。こんな思いとか格好で位置づけをしたということを加えます。

○濱田会長 なかなか難しいと思います。例えば、多様な主体というときにイメージされながら書かれていると思いますが、具体的な施策のときはもう少し踏み込んで書かないとわかりづらいですね。

これはよく言われるのですけれども、その街らしさの書き方はなかなか難しいです。片山委員がおっしゃった最初の思いもそうですが、そこは文章的にもう少し吟味する必要があると思います。

○事務局（都市計画部長） 事例から持ってきて制度化しようという逆にフィードバックしているのです。もう一回、全体的に整理し直す必要があるというご指摘だったと思いますので、その辺の構成と前の目標から持ってくるという工夫をさせていただきたいと思い

ます。

○濱田会長 それはそれで重要だと思いますので、お願いします。

○西山委員 先ほど斉藤委員がおっしゃった34ページの第3段落の最後に、「景観計画重点区域等の方針を示します」とあります。この「等」の中にまちづくり推進が入っているわけですから、これを両方書いたらいいと思います。

ちなみに、両方書いたとして、「等」の中には、二つの区域を設定する以外にほかにもあるのですか。

○事務局（地域計画課長） 今のところは具体的にはないです。ただ、法律上は景観協定というものもあるので、一応、行政の書き物としては、そういうものが出てきたときに運用できるようにするために入れておいたほうがいいかなと思って、今、「等」が入っています。

○西山委員 それなら、ここにもう一個、そこまで書いたほうがいいと思います。まちづくり推進区域などにすればいいのです。そうすれば、少なくとも最初のものも解決できると思います。

○事務局（地域計画課長） そのように書き加えても構わないと思います。

○西山委員 きょうは最終回ですね。

○事務局（地域計画課長） はい。

○西山委員 それなら、具体的なことを言わないといけないですね。

○濱田会長 ただ、先ほど部長がおっしゃったように、条例化のフィードバックもありますので、これでフィクスということではございません。

○事務局（地域計画課長） 今回の市民意見でも、全体をかなり丹念に読んでいただいでご質問いただいている方がおります。確かに、後で出てくるけれども、ここに説明がないなど、我々が改めてはっと思ったところもあります。そういう意味では、今のご意見も踏まえて、再度、全体を見てみたいと思います。

○濱田会長 そのほか、いかがでしょうか。

○奈良委員 今回の写真は最終でしょうか。

○事務局（都市景観係長） こちらについても、少し直した部分もございますが、例えば、今は冬でございまして、写真がなかなか撮れなかったりします。策定の際には新しいものに差しかえるといったことも必要かなと思っております。

○濱田会長 奈良委員、特に気になるところはありますか。

○奈良委員 例えば、17ページ、18ページに古い写真があるのですがけれども、18ページに昭和初期の駅前通で、その隣の札幌駅前通はいつと書いていません。多分、明治32年から昭和20年の間なのだろうけれども、これは撮影日がわからないからなのか、もし大体わかるなら入っているとうれしいのかなと思います。

19ページも、片方は昭和33年で、片方はいつかなと思ってしまうので、そういうものがもしわかるとうれしいかなという気がしました。

そう見ると、例えば21ページの創成川公園の写真が最新なのであれば、これが2016年の写真というふうに最新だというふうにしたほうがいいのかと思いました。24ページや25ページもそうですが、これはいつのさっぽろ雪まつりの写真なのか、やはり最新と古いものはいつということをはっきり指定しておいたらいいかないかという気がしました。

52ページに市民ホール前のハルニレがありますが、このバスがない写真がいいかなと思います。14ページにハルニレだけどんとある写真がありましたが、画像がすごく粗い気がします。今の一番いい姿を載せることが可能なのであれば、そんなふうにしていくと、行き届いている感が出るのかなと思いました。

○廣川委員 この写真はしばらく直さないですね。

○事務局（地域計画課長） 来年度策定することになりますので……

○廣川委員 切りがないけれども、確かにずれていますね。83ページの駅前の銀行の写真が78ページと同じなのです。

それから、創成川の木はあれから大分大きくなっております。僕は植樹をしたので、よく覚えています。

○事務局（都市計画部長） 先ほど係長からも言いましたように、平成28年度に条例化して案がとれて計画とセットになります。それまでの間にいい写真を撮ったり、提供していただいて、いいものにしたいと思います。

○濱田会長 多分、五番館がこんな格好だったのはいつごろだろうと市民の皆さんご覧になると思います。

○事務局（都市計画部長） そういう目で読んでいただけるのはありがたいです。

○斉藤委員 これは、札幌の歴史写真集にあるのですか。

○廣川委員 ライブラリーにあるのだと思います。

○斉藤委員 先ほど奈良委員がおっしゃられたことですが、全ての写真に撮影時期を入れる必要はありますか。いわゆる現代と歴史的な写真をある程度区切ってやらないと計画書がすごくうるさいものになります。写真集ではないので、これは事例として出しているという位置づけでいいのではないかと僕は思います。

○事務局（都市計画部長） ある程度線引きをいたします。

○濱田会長 多分、いつごろというものがすごく意味のある写真と、そうではないものがあるかと思います。

○奈良委員 最近のものはいつと入れないけれども、これを出す最新のもので統一されているときれいかなという気がします。

○小澤委員 2-2の歴史のところは、①、②と上で大きな時代のくくりがされていますね。

○濱田会長 その時代だということですね。

○奈良委員 でも、片方が書いてあるのに、片方がないというふうに見えるのです。両方ないのであれば、そのあたりだなというのでいいと思います。

○濱田会長 こういうふうになりましたとしっかり方針を持っておけばいいと思います。

○斉藤委員 今まで我慢していたのですが、写真の話題になったので、一つ言いたいことがあります。

モエレ沼公園の写真が建物の写真になっているのですが、これは公園そのものを載せてほしいと思います。ランドスケープのすばらしい写真があります。

○事務局（都市計画部長） 斉藤委員の推薦の写真を提供していただければと思います。

○斉藤委員 札幌市の広報でも撮っていますので、それをお教えしますから、ぜひ見てください。

○濱田会長 八木委員はいかがでしょう。

○八木委員 「はじめに」という前文を入れていただいたことがすごくよかったと思いますし、この何年間もの議論と一般からのご意見も含め、まとめられるのに非常にご苦労されたかと思います。

これまでの皆さんの意見も含めて、前回申し上げたことを取捨選択して整理されたと思いますが、私の意見で今回入っていないと思ったことが、先ほどから話題に出ているロードマップです。何事もそうですが、計画を立てて実行する際にゴールイメージが必要でありまして、まず、ゴールが見えないことには何もわからないのです。ですから、何回か申し上げているように、やはり青写真的なものを出さないと市民はぼかんとしてしまうと思います。そういう意味では、62ページに出しているような全体をどう進めていきたいのかという表を最初のほうに持っていったほうがわかりやすいと考えます。

それから、キーワードとして入れていただきたかったのは、2030年の新幹線札幌延伸についてです。先々週も函館へ行きまして新幹線開業前のまちのようすを取材しましたが、駅前はまだ工事中で閑散としており、いざ目の前にすると残念です。

2035年に向けての20年間の計画であることを変更すべきとまでは言いませんが、2030年度に札幌に新幹線が来たとき、駅前がまだ工事中ですとなっていることだけは何とか避けたいので、もう一度同じことを述べさせていただきます。

2030年に新幹線が延伸して、たくさんの人たちが本州や世界から来たときに、まちづくりがどうなっているのか、非常に注目度が高まることは予想されるので、ぜひ15年目に当たる2030年のマイルストーンを一つ大きく掲げていただきたいと思います。再来週には新幹線が開業して、全体的機運が高まっているときに、札幌は15年後の延伸に向けて20年後にすばらしいまちづくりを考えていますということを市長に言うとか、市民に向けて何か発信してほしいと思います。そういうことが市民に伝わらないと、有識者の方とか意識の高い方が拝見したらより完璧に近いものになってくるこの文書や内容が、景観に興味のない一般市民の方には全く伝わらず非常にもったいないです。

「はじめに」というのは、「つかみ」で必要なものと考えていますので、一般市民に向けた「つかみ」、よりゴールをはっきり明示させていただきたいと思います。もしこの中に入れづらかった理由があるのでしたらここで説明してもらわなくてもいいので、新幹線

というマイルストーンを発表の場で必ず明言したほうが良いと思います。

ところで、先ほど片山委員から表記についてのご意見がありました。お役所が書くものですから少々かたい表現になってしまうところと、その中で若干優しさも感じる場所があり、意味が取りづらい表現がありました。たとえば3行目の「市民生活に潤いをもたらす」というのも、「潤い」よりは「豊かさ」と表現したほうがふさわしいように思います。ただ、私の仕事柄そこまでチェックをすると本当にきりがないので、この程度にとどめておきたいと思います。

以上です。

○事務局（都市景観係長） 今いただいたご意見につきましては、我々もちゃんと受けとめたいと考えております。この計画自体が何かをいつまでにつくり上げるというものとは相入れないところもあり、どこにどういうふう盛り込めるかというところがなかなか見えないと考えているところです。

引き続き、3月末までの確定に向けて検討させていただきたいと思いますが、例えば、冒頭に一般的な計画書であれば市長の言葉が入ったりしますので、例えばそういうところに入って来る可能性もあるのかもしれないと思っています。ただ、もう少し検討させていただきたいと思います。

○濱田会長 先ほど八木委員は優しくおっしゃっていましたが、パブリックコメント、本日の審議会の結果を受けて一旦の答申を出すときに札幌市としての明確な姿勢があらわれてほしいということで、この中に入れましょうということではないので、それはしっかりやられたほうが良いと思います。

○八木委員 それから、できるだけ最新の情報として新しい写真が入っているといいと思います。

ご存じだと思いますが、来週、3月18日に、砂川に本店があります北菓楼が札幌本店を北1条の旧道立文書館別館跡地にオープンします。昨日、北菓楼の方がお見えになりました。写真を見せていただいたのですが素晴らしい建物だとあらためて思いました。駅前には、六花亭、石屋製菓やきのとやなど「スイーツストリート」と言っているくらいスイーツの会社がどんどん入ってきて、スイーツで札幌のまちづくりができていないかと思っています。特に北菓楼は、文書館を生かすということを前提に安藤忠雄に設計していただいたので、景観という意味でもすばらしいと思っていますので、どこかに入れられるのではないかと思います。

○事務局（都市計画部長） 許可が要るかもしれません。

○濱田会長 私個人としては、旧文書館に関しては、かつてあの建物の前にあった楡の巨木が失われてしまった話を思い出してしまいますので、本当はあの時点で周辺環境を含めた対応が出来ていればという感じがしなくはないので、その点では少し残念です。

ほかにはいかがでしょうか。

今回の見直しに関しましては、従来2本だったものを包括して1本にするということで、

事務局の方は御苦労されたかと思いますが、その成果によって従来の構造よりかなりわかりやすくなったと思います。今後、これが活かされて、これからより資産価値が上がるような活動につながっていったら、この計画が生きた感じになっていくためにさらに仕上げていただければと思います。

○片山委員 パブリックコメントの修正とは関係ないところですが、68ページの別表1についてです。

以前、私が見附の長さの修正いただいたものですが、注の米印25の説明が下にあって、壁面の長さは前面道路の境界線から垂直方向に建物を見たときの見附の壁面の長さとなりますが、これは平面図上という言葉が抜けているかなと思います。垂直方向を見たら空になりますよね。多分、言葉が一つ抜けているかなと思ったのです。

それから、境界線から見なくても見附の長さは変わらないのです。

これは、もう少し細かい冊子等があるのですよね。

○事務局（都市景観係長） 細かい冊子等もごぞいますし、明確な定義については、今後、条例の中でしていく必要がありますので、それも踏まえてパンフレットもつくって周知していくことになると思います。

○片山委員 この垂直というものだけは直したほうがいいと思います。

○濱田会長 沿道から見る際の見え方に関することをどう書くかですね。

○小澤委員 単純に前面道路から正面に建物を見たときでいいかもしれません。

○事務局（都市計画部長） そのほうがわかりやすいですね。

ただ、どう書くかは明確にさせていただきたいと思います。

○片山委員 それから、工作物の擁壁等のところも、延長が50メートルを超え、かつ、高さの最大が6メートルとありますが、擁壁も見附の長さではないのですか。

○事務局（都市景観係長） 土木工作物の擁壁については、延長という表現でよろしいのではないかと思います。

○斉藤委員 延長と高さで表現しますね。

○片山委員 そうすると、右の図が一辺の長さになっているのですか。

○斉藤委員 これは、展開図の長さで、こう見えているわけではなくて、多分、折れ曲がっているものを展開したときに、この長さは50メートル行かないという意味です。

○片山委員 立面図ではないのですね。

○廣川委員 全長と言うのですか。

○斉藤委員 そうです。

○濱田会長 62ページの先ほどのロードマップに関連するところですが、これは付表という扱いになっています。これは、例として一まとめになっているから付表ですが、ほかの表も付表になるのですか。これらの表の扱いはもう少し明確に分類できないのでしょうか。別表と付表と何もつかない表の扱いの違いがどうなっているのかやや曖昧に感じられます。あえてつけたという気持ちがあるわけではないかという気がしますが・・・。

その辺りを整理して頂ければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○坂井副会長 飛行機が飛ばなかったためにおくれてしまいまして、申しわけございませんでした。

私は、前回は休んでしまったので、ロードマップのことがよくわからないのですけれども、ロードマップをつけることになったということですね。

この2年間、かなりインテンスに議論をされてきて、それが形になっていると思うのですが、皆さんの議論を聞いていて思ったのは、やはり、景観計画は、ある意味、読み物としての存在もあるし、行政としてのステートメントというところもあるので、難しいのだなと思いました。条例が行政の法令ですから、読み物としてももう少し市民に寄り添った形で皆様いろいろと言っていたと思います。確かに、2年間ずっと議論をしてきたので、私たちは大変わかるのですけれども、やはり第5章がどうしても力強く前に出てしまっていて、結局、第5章をやったらどうなるのかということが見えないのだろうなと思います。

今からページの加えるのは大変ですが、説明のときに、もしくは、1枚物のガイドをつくるときに、第5章の前に理念があって、目標があって、基本姿勢がありますが、この基本姿勢と、第4章の指針でばつと分かれてしまっているのも、目標、基本姿勢まで来たときに、この下の四つの施策をするとどういうことが起こるのかということ、きれいに一対一対応はしなくても、こういうことをやっていくとこのあたりがおおよそ満たされていくというふうに輪にしてあげるとよいかと思いました。

これをやったからどうなるのだと言い切るのは難しいですけれども、最初に掲げられた目標とか基本姿勢のところには何かしら道りをつけてあげるものが必要だということを皆さんおっしゃっていたような気がしますので、説明をする1枚物やパワーポイントの中に表みたいなものがあるといいと思います。

この別表もすごくよくできているのですけれども、行政がどうしたいという行政がすることが書いてあります。景観はいつも行政がやるものだと思われていること自体が本当は大問題なので、啓発とか、みんなでまちづくりをやりましょうと一生懸命引き込むためのアイデアがあるといいなと思いました。

以上です。

○濱田会長 私も最後に申し上げようと思っていたのですが、景観計画は網羅的にきちんと書く必要がありますが、概要版のときは比重を変えて表現してもいいと思います。詳細な計画も別にありますという断りの中で、こちらは八木委員がおっしゃるような大切な部分の市民への伝え方をしっかり反映した概要版であればより望ましいという気がします。

今後の条例の議論とともに、概要版なり市民への伝え方のところも次年度に議論されるという格好で、我々も参画するとすればそこに力点を置いたような関わりになると感じておりました。

○事務局（都市計画部長） 審議会は来年度も続きます。委員は2年で改選ですが、継続される方もいらっしゃると思いますので、そういった議論も次年度にできればと思います。

○濱田会長 本当に繰り返しになりますけれども、従前の2本立てだったものがかなりわかりやすくなったので、見直しの成果は大きなものがあると思います。それが具体の景観のありようにきちんとつながっていくことを期待しながら、さらに努力していく格好かと思えます。

それでは、今日のところはこれでよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○濱田会長 それでは、事務局にお返しします。

これが最終回ですから、多分、年度内のまとめをつける文章の精査その他は事務局にやっていただいて、場合によっては私も関わった中でまとめたものを皆さんにデータとしてお送りして確認していただく格好で、最終稿がこうなりましたということが年度末にもう一回あるかと思えます。

○事務局（地域計画課長） できましたら、我々のほうで事務作業をして、再度、個別にご相談をさせていただく場面はあるかもしれませんが、お許しいただければ、最後は会長にご一任いただいて年度内に作業を確定させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

それでは、本日も長時間のご審議をありがとうございました。

今後の確認ですが、今、お話をご了解いただいた形で進めさせていただいて、一旦、修正案の確定をさせていただきます。その形で最終製本はしないのですけれども、年度末もしくは年度がわり早々に一応この形で最終施行を予定していますということで発信します。ある種、仮置き状態で発信して、条例の見直し作業を並行して、できましたら今年のうちには議会の作業を経て、フィードバックがないようにしたいのですけれども、あれば少しして、最終確定を平成28年度中に予定しております。引き続き、今までの議論をしっかり条例につなげていきたいと思っております。

議事録として最終的にまとめたものは、毎度の恒例となりますが、各委員に内容をご確認いただいて、改めてホームページで発信、それから、各委員への郵送をさせていただきます。

今期の審議会は、これで一通り終わりました。最終的な閉会に当たりまして、本日は、市民まちづくり局都市計画担当局長の浦田が途中から議論に参加させていただきましたので、最後にご挨拶させていただきます。

○浦田都市計画担当局長 都市計画担当局長の浦田でございます。

今期最後の審議会の結びでございますので、一言、お礼とご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、年度末のお忙しい中をご出席いただき、また、活発なご議論を頂戴したことに対して心より御礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、この2年間、本市の景観行政に関し、審議会において熱心にご議論をいただき、誠にありがとうございました。本日の審議会もそうですが、どうしても事務局は個別・専門的な事項にずぶずぶと入っていきがちになるところを、委員の皆様方から水面上に引き上げる意見を賜りまして、何とか息継ぎができてこの景観計画も対岸に泳ぎつけたという感想を抱いております。改めまして、感謝を申し上げたいと思います。

今期は、主に、札幌市都市景観基本計画と札幌市景観計画を見直して、新たな札幌市景観計画として取りまとめるべくご審議をいただきました。私どもも、見直しの検討を進めていく中で、審議会以外の場所でも個別にご相談させていただくなど、委員の皆様方には大変なご協力をいただきました。まとまった計画には、景観プレアドバイスや地域ごとの景観まちづくりなど、景観行政の今後の展開に向けて大きな足がかりとなるものを盛り込むことができたのではないかと考えております。

先ほどの説明にもありましたが、来年度は条例改正を行い、新たな計画に基づいた施策を確実に展開し、今後につなげていきたいと考えております。各委員におかれましては、本市の景観施策に関しまして、今後も引き続きご意見を賜りますれば幸いです。

以上、甚だ簡単ではございますが、本日ご出席いただきました委員の皆様方に改めまして感謝を申し上げますとともに、皆様のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、結びの挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、第5回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

以 上

平成27年度第5回札幌市都市景観審議会出席者

委員（9名出席）

小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院准教授
片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
坂井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授
奈良 顕子	(有)奈良建築環境設計室 室長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター長・教授
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
廣川 雄一	札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長
八木由起子	(株)えんれいしゃ 北海道生活 編集長